

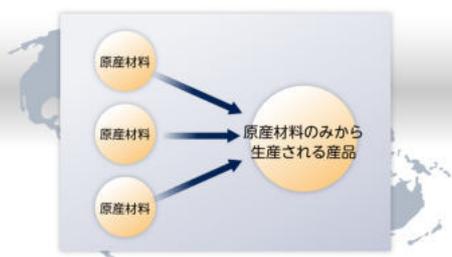
原産材料のみから生産される産品

シーン

画面イメージ

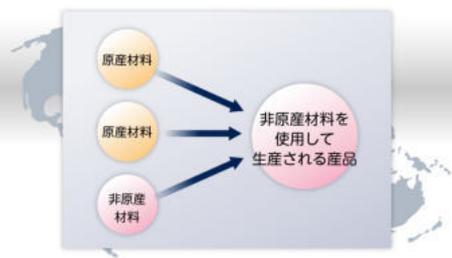
ナレーション

1



「原産材料のみから生産される産品」とは、締約国の原産材料のみから締約国において完全に生産される産品です。ごく僅かであっても、原産材料でない材料を使用した場合は、「原産材料のみから生産される産品」には該当しません。また、材料が単に日本で生産されたという情報のみでは、原産材料とみなすことはできませんので、ご注意ください。

2



締約相手国から輸入された原産産品を材料として使用する場合も、原産材料とみなすことができます。